



みらい経営グループ
あなたの繁栄が私たちの喜びです！

税理士法人みらい経営レポート

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

今月の視点

急告

電子取引情報保存制度の改正について

●電子取引情報保存制度の改正ってなに？

令和4年1月1日以後の電子取引について、取引情報を電子データで保存することが義務付けられました。

●電子取引とは？

電子取引とは「取引情報の授受を電磁的方法により行う取引」と定義されており、以下のよう取引が含まれます。

【電子取引に該当するケース】

- 電子メールで請求書等を受領する場合
- 発行者のウェブサイトで領収証等をダウンロードする場合
- 第三者が管理するクラウドサービス利用し、領収証等を受領する場合
- 従業員がスマートフォン等のアプリを利用して経費を立て替えた場合 など

これまでは多くの事業者がこれら請求書・領収書等を紙に印刷して保存するといった対応をしていました。

しかし、今回の改正により、そのような紙出力を可能とした代替措置は廃止され、令和4年1月以後も同様の対応をしていると、最悪の場合、青色申告等の承認が取り消される可能性があります。

そのような事態にしないためにも今後の対策を把握しておく必要があります。

●今後の対策の主な留意点

今後、電子取引を行うにあたって留意すべき点は主に2つです。

- A. 電子データの検索機能を確保すること
 - B. 電子データの訂正削除等の不正を防止する措置を講じること
-
- A. 検索機能の確保について
電子取引を記録した電子データについては、PDF等のデータでサーバー等に保存することが想定されますが、これらのデータを事後的に検索して確認できるよう、以下の検索要件を満たさなければなりません。

【検索要件】

- ① 「取引年月日」、「取引金額」、「取引先」の記録項目により検索できること
- ② 日付又は金額の範囲指定により検索できること
- ③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件により検索できること

ただし、保存義務者が税務職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、上記検索要件の②③は不要です。

さらに上記ダウンロードの求めに応じる保存義務者であり、かつ、判定期間の売上高が1,000万円以下である場合には、検索要件の全てが不要となります。

したがって、判定期間の売上高が1,000万円以上の事業者につきましては、実質的に①の要件を念頭に置いて、電子データを管理する仕組みを考えなければなりません。

B. 訂正削除を防止する措置について

電子データの保存には、データの訂正削除等の不正を防ぐために以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

【不正防止に関する措置】

- ① タイムスタンプが付与されたデータを受領する
- ② 受領後に遅滞なくタイムスタンプを付与する
- ③ データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用する
- ④ 訂正削除の防止に関する事務処理規程を策定し、運用、備え付ける

不正防止に関する措置については、コスト面を考慮すると事務処理規程を備え付けるという方法が現実的かと思います。

それでは、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

ご不明、ご質問の方は是非とも、当事務所にお電話をお願いいたします。

みらい経営グループ代表 石川 光男

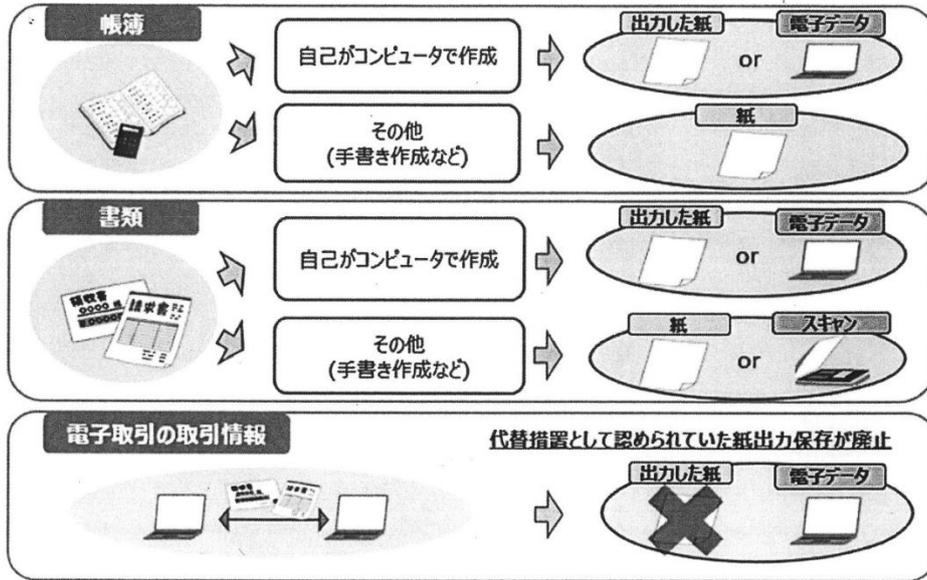
『事務処理規程のひな型』を進呈いたします。

ご希望の方は、住所・氏名（会社名）・電話番号に『12月号ひな形希望』とご記入の上、

FAX 052-652-0066 までお送りください。

電子帳簿保存法の3つの分類

国税関係帳簿	国税関係書類		電子取引
	決算関係書類	取引関係書類	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕訳帳 ・ 総勘定元帳 ・ 固定資産台帳 ・ 現金出納帳 ・ その他の帳簿 など (補助簿) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 ・ 棚卸表 ・ 計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類 	自己が作成した書類等 (控え書類) <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書 ・ 契約書 ・ 請求書 ・ 領収書 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ EDI取引 ・ インターネット取引 ・ 電子メール取引 ・ クラウド取引 など
		相手方から受領した書類等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書 ・ 契約書 ・ 請求書 ・ 領収書 など 	
自己が最初の記録から一貫して電子計算機を使用 (法4条1項)	自己が一貫して電子計算機を使用 (法4条2項)	紙からスキャン (法4条3項)	電子取引データ (法7条)
電子帳簿等保存		スキャナ保存	電子取引によるデータ保存



12月の税務と労務

- ・ 10月の決算法人の確定申告、消費税など納税 期限(1月4日)
- ・ 4月の決算法人の中間申告、納税 期限(1月4日)
- ・ 4月の決算法人の消費税の中間申告 期限(1月4日)
- ・ 11月分源泉所得税納付 期限(12月10日)

税理士法人みらい経営 (発行元)

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川光男

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

TEL052(651)6000 FAX052(652)0066

ishikawa@ishikawakk.or.jp

https://www.mirai-kg.com/